

移動等円滑化取組計画書

福島交通株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社が保有する車両において 2018 年度末時点のバリアフリー対応車両導入率は 56.9%となっている（適用除外車両を除く）。 この現状を踏まえ、車両の更新と併せてバリアフリー対応車両に置き換える。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 高齢者や障害者等が円滑に移動できるよう必要な情報を得られるよう、社内掲示やホームページ等を活用した情報提供の充実・改善に取り組む。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー対応車両	バリアフリー対応車両 5 台導入 (2019 年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー対応車両の利用方法の周知	バリアフリー対応車両の乗車方法についてウェブサイトなどを通じて周知を図る (2019 年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー対応車の案内	バスロケによるバリアフリー対応車両の運行情報を提供 (2019 年度～2020 年度)

ヘルプマークの啓発	周囲に思いやりのある行動を促すため、「ヘルプマーク」の啓発を行う（2019年度）
バスの乗り方教室の実施	自治体と連携し老人会や新入学児童を対象とした乗り方教室を啓発活動により実施団体の拡充に取り組む。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員教育	スロープの操作及び車いす固定手順の教育を実施する（2019年度）

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を内部で共有すると共に、取組の改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。